

## 秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和4年5月18日付け秋田市指令第3482号で許可した開発行為について、次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和5年1月30日

秋田市長 穂 積 志

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

秋田市新屋前野町16番、17番、18番、21番3、21番4、21番5、21番6、30番2、31番1、32番、33番4および17番地先道水路

2 開発許可を受けたものの住所および氏名

秋田市山手台一丁目1番1号

株式会社マスターピース

代表取締役 伊 藤 誠